

福岡県中小企業振興資金融資制度の一部改正について

令和4年10月1日に福岡県中小企業振興資金融資制度が以下のとおり改正されます。
ご不明な点がございましたら保証協会までお問い合わせください。

1. 主な改正内容

(1) 緊急経済対策資金において「物価高騰特別枠」を融資対象に追加

以下のとおり、物価高騰特別枠が追加されます。

制 度	緊急経済対策資金（物価高騰特別枠）
融 資 対 象 者	コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響で経営の安定に支障が生じているものであって、次のいずれかに該当するもの (1)直近3か月の平均利益率（売上高総利益率又は営業利益率）が過去3か年のいずれかの年の同期比15%以上減少していることについて、商工会議所又は商工会の認定を受けたもの (2)セーフティネット5号（原油等の仕入価格の上昇等を起因するものに限る。）の市町村長の認定を受けたもの
資 金 使 途	運転資金（既存借入の借換は不可）
融 資 限 度 額	3,000万円（既存の緊急経済対策資金と合算で1億円以内）
融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）
融 資 利 率	1.30%
返 済 方 法	月賦返済
信 用 保 証 料	0.00%
必 要 書 類	対象者(1) 緊急経済対策資金確認申請書（商工会議所、商工会が認定） 対象者(2) セーフティネット5号（原油高要件）認定書（市町村長が認定）
取 扱 期 間	令和4年10月1日から令和5年3月31日保証協会受付分まで

(2) 緊急経済対策「事業承継支援型」の要件緩和

要件に規定されているEBITDA有利子負債倍率について「10倍以内」から「15倍以内」に緩和されます。

2. 取扱開始日

令和4年10月1日以降、保証協会の保証申込受付分から適用されます。

以 上